

地方独立行政法人栃木県立リハビリテーションセンター定款

目次

第1章 総則（第1条－第6条）

第2章 組織及び業務

第1節 役員及び職員（第7条－第12条）

第2節 理事会（第13条－第16条）

第3節 業務の範囲及びその執行（第17条－第20条）

第3章 資本金等（第21条・第22条）

第4章 雑則（第23条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この地方独立行政法人は、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号。以下「法」という。）に基づき、栃木県の医療・福祉政策として求められる一貫したリハビリテーションを提供するとともに、医療及び福祉に関する調査及び研究を行い、県内における医療水準等の向上を図り、もって心身に障害のある県民の自立と社会参加を促進することを目的とする。

（名称）

第2条 この地方独立行政法人は、地方独立行政法人栃木県立リハビリテーションセンター（以下「法人」という。）と称する。

（設立団体）

第3条 法人の設立団体は、栃木県とする。

（事務所の所在地）

第4条 法人は、事務所を栃木県宇都宮市に置く。

（法人の種別）

第5条 法人は、特定地方独立行政法人以外の地方独立行政法人とする。

（公告の方法）

第6条 法人の公告は、栃木県公報への登載又はインターネットの利用（以下「登載等」という。）により行う。ただし、天災その他やむを得ない事情により登載等ができないときは、法人の事務所の掲示場その他公衆の見やすい場所に掲示して登載等に代えることができる。

第2章 組織及び業務

第1節 役員及び職員

（役員）

第7条 法人に、役員として、理事長1人、副理事長1人、理事3人以内及び監事2人以内を置く。

（役員職務及び権限）

第8条 理事長は、法人を代表し、その業務を総理する。

2 副理事長は、法人を代表し、理事長の定めるところにより、理事長を補佐して法人の業務を掌理し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行う。

3 理事は、理事長の定めるところにより、理事長及び副理事長を補佐して法人の業務を掌理し、理事長があらかじめ定めた順序により、理事長及び副理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長及び副理事長が欠員のときはその職務を行う。

4 監事は、法人の業務を監査する。

5 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、理事長又は栃木県知事（以下「知事」という。）に意見を提出することができる。

（役員の内命）

第9条 理事長及び監事は、知事が任命する。

2 副理事長及び理事は、理事長が任命する。

（役員の内命）

第10条 役員（監事を除く。以下この項において同じ。）の内命は2年とする。ただし、補欠の役員の内命は、前任者の残任内命とする。

2 監事の内命は、任命の日から、理事長の内命の末日を含む事業内命についての財務諸表の内命の日までとする。ただし、補欠の監事の内命は、前任者の残任内命とする。

3 役員は、再任されることができる。

（役員の内命の内命）

第11条 役員は、相互に兼ねることができない。

（職員の内命）

第12条 職員は、理事長が任命する。

第2節 理事会

（設置及び構成）

第13条 法人に、理事会を置く。

2 理事会は、理事長、副理事長及び理事をもって構成する。

（招集）

第14条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長は、副理事長及び理事の3分の1以上又は監事から会議の内命たる事項を記載した書面を付して開催の内命があったときは、理事会を招集しなければならない。

（議事）

第15条 理事会の内命は、理事長をもって充てる。

2 理事会は、構成員の過半数が出席しなければならない。

3 理事会の内命は、出席した構成員の過半数をもって決し、可否同数のときは、の内命の決するところによる。

4 監事は、理事会に出席して意見を述べるることができる。

（議決事項）

第16条 次に掲げる事項は、理事会の内命を経なければならない。

（1）法の内命により知事の内命可又は承認を受けなければならない事項

（2）事業内命の業務運営に関する計画に関する事項

（3）予算の内命作成及び決算に関する事項

（4）診療科その他重要な組織の内命設置又は廃止に関する事項

（5）重要な規程の内命制定又は改正若しくは廃止に関する事項

（6）その他法人の内命運営に関し理事長が重要と認める事項

第3節 業務の内命範囲及びその執行

(病院の設置)

第17条 法人が設置する病院の名称及び所在地は、次のとおりとする。

名称	所在地
栃木県立リハビリテーションセンター	宇都宮市

(業務の範囲)

第18条 法人は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 医療及び福祉を提供すること。
- (2) 医療及び福祉に関する調査及び研究を行うこと。
- (3) 医療及び福祉に関する技術者の研修を行うこと。
- (4) 障害児入所施設を運営すること。
- (5) 児童発達支援センターを運営すること。
- (6) 障害者支援施設を運営すること。
- (7) 前6号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

(緊急時における知事の要求)

第19条 法人は、災害が発生し、若しくはまさに発生しようとしている事態又は公衆衛生上重大な危害が生じ、若しくは生じるおそれがある緊急の事態に対処するため知事が必要と認める場合において、知事から前条第1号又は第2号に掲げる業務のうち必要な業務の実施を求められたときは、その求めに応じ、当該業務を実施することとする。

(業務方法書)

第20条 法人の業務の執行に関し必要な事項は、この定款に定めるもののほか、業務方法書の定めるところによる。

第3章 資本金等

(資本金等)

第21条 法人の資本金は、法第66条の2第1項の規定により栃木県から法人に対し出資されたものとされる額とする。

2 法第66条の2第1項に規定する承継される権利に係る財産のうち土地及び建物については、別表に掲げるものとする。

(解散に伴う残余財産の帰属)

第22条 法人が解散した場合において、その債務を弁済してなお残余財産があるときは、当該残余財産は、栃木県に帰属する。

第4章 雑則

(規程への委任)

第23条 法人の運営に関し必要な事項は、この定款及び業務方法書に定めるもののほか、法人の規程の定めるところによる。

附 則

この定款は、法人の成立の日から施行する。

別表 (第21条関係)

1 土地

所在地	面積 (㎡)
宇都宮市宝木町二丁目字山崎814番2	15.00
宇都宮市宝木町二丁目字山崎823番1	4,463.14

宇都宮市宝木町二丁目字山崎823番 2	87.78
宇都宮市宝木町二丁目字山崎829番 4	89.00
宇都宮市宝木町二丁目字山崎830番 1	212.00
宇都宮市宝木町二丁目字山崎831番 2	7,260.35
宇都宮市宝木町二丁目字山崎831番 3	76.00
宇都宮市宝木町二丁目字山崎831番 5	9,107.93
宇都宮市宝木町二丁目字山崎831番 6	199.00
宇都宮市宝木町二丁目字山崎831番 7	390.00
宇都宮市宝木町二丁目字山崎840番 2	346.00
宇都宮市宝木町二丁目字山崎845番 1	222.00
宇都宮市宝木町二丁目字山崎846番 1	162.00
宇都宮市宝木町二丁目字山崎847番 9	13.00
宇都宮市宝木町二丁目字山崎847番10	7.38
宇都宮市宝木町二丁目字山崎847番11	22.00
宇都宮市宝木町二丁目字山崎850番 1	297.00
宇都宮市宝木町二丁目字山崎850番 2	132.00
宇都宮市宝木町二丁目字山崎851番 2	267.00
宇都宮市宝木町二丁目字山崎857番	1,173.58
宇都宮市駒生町字道路1327番	694.76
宇都宮市駒生町字牛久保1328番	16,267.69
宇都宮市駒生町字西高田3337番 1	78,399.32
宇都宮市駒生町字西高田3337番 2	59,483.17
宇都宮市駒生町字西高田3337番 3	1,400.47
宇都宮市駒生町字西高田3337番 4	26,720.39
宇都宮市駒生町字西高田3337番 5	731.66

備考 この表に記載の全ての土地について、それぞれの土地の5,074,183分の2,245,856の共有持分を、法第66条の2第1項に規定する承継される権利に係る財産とする。

2 建物

名 称	所在地	延床面積 (㎡)
病院・養護所・療 護所・事務所	宇都宮市駒生町字西高田3337番地 4、3337 番地 1、3337番地 2 宇都宮市宝木町二丁目字山崎831番地 5	23,104.10
車庫	宇都宮市駒生町字西高田3337番地 4、3337 番地 1、3337番地 2 宇都宮市宝木町二丁目字山崎831番地 5	238.04